

グランスクエア橋学園
防犯カメラシステムの録画映像に関するプライバシー保護のための管理規則

(主旨)

防犯カメラシステムの適正な利用に関する基本的な事項を定めることにより、居住者等のプライバシー保護を図ることを目的とする。

(使用目的)

第1条 防犯カメラシステムは、次の各号に定める目的のために使用するものとし、居住者等のプライバシーを侵害することのないように配慮しながら、利用するよう努めなければならない。

- 一 共用部分における器物破損行為及び犯罪等を防止すること。
- 二 各種法令に抵触する事件が発生した場合及び共用部分への損害がある場合等において、警察及び関係者の加害者に関する捜査活動等の一助とすること。

(設置場所)

第2条 防犯カメラの設置場所は、管理組合が別に定める通りとする。

(取扱者等の義務)

第3条 防犯カメラシステムの取扱者は、理事、及び理事会が任命した者とする。

2 録画映像は本管理規則に定める目的以外に使用してはならない。録画映像を記録する媒体は管理簿に登録し、再生、持ち出し又は第三者への貸与等を行う際には目的、日時、使用者、被貸与者等を記録する。

3 防犯カメラシステムの取扱者のうちから管理責任者を選任し、管理責任者は以下の管理を行う。

- 一 カメラを設置している旨の表示。
- 二 録画映像の機密保持。
- 三 機器、録画映像の安全なる保管。
- 四 管理簿の保管。
- 五 機器の安全管理対策。
- 4 取扱者は、在任中、防犯カメラの映像から得たすべての情報について守秘義務を負う。
- 5 取扱者は、任を解かれた後であっても、在任中に防犯カメラの映像から得たすべての情報について守秘義務を負う。
- 6 取扱者に任命された者は、前二項を遵守する旨の誓約書を作成して記名捺印のうえ、管理組合に提出しなければならない。

(記録期間)

第4条 プライバシー保護のため、記録期間は10日間までとする。

(記録映像の閲覧)

第5条 管理責任者は次の各号に定める場合に限り、録画映像を閲覧させることができる。なお、カメラ機器の点検時の映像再生確認は閲覧には含まない。

- 一 警察を含む司法当局より録画映像閲覧の要請があったとき。
 - 二 盗難等の事件が発生し、被害者からの要請があったとき。
 - 三 住民の安全・快適な生活に影響を与えかねない、不審な事象があったとき。
 - 四 共用部設備の毀損及び侵害があったとき。
 - 五 公序良俗に反する不快な行為が発生したとき。
 - 六 その他、理事会が必要と認めたとき。
- 2 閲覧には、取扱者の2名以上が立会うものとする。閲覧者、立会い者は所定の閲覧記録簿に記入し、署名する。

(手続き)

第6条 閲覧実績は、理事会に事後報告を行う。

(録画映像の複写及び情報漏洩の抑止措置)

第7条 録画映像の複写（記録映像の印刷、映像データのコピー等）は、その機会の発生の都度、理事会にてその必要性、複写方法を協議・決定するものとする。

2 録画映像の複写は、漏洩防止のため理事会にて実施するものとする。複写が困難な場合は、機器リース契約の相手方と定める契約書の条項に従い、委託することができる。契約の相手方に対しては当該契約の中で、当管理組合に対して守秘義務を維持させることとする。

3 録画映像の複写物の貸与は、警察を含む司法当局以外には行わない。なお、警察を含む司法当局に貸与する場合において、理事会は次項の遵守について警察を含む司法当局に事前に書面に記名、捺印させる。

一 目的。

二 貸与期間。

三 記録映像の再複写の禁止。

四 映像から得た情報の他機関への漏洩の禁止。

五 貸与期間終了後の複写物の返却。

(録画映像の処分)

第8条 理事会は、使用済み記録媒体や複写物を処理する際には、再度の閲覧ができないよう、破碎処理を行うものとする。

(規則外事項及び改廃)

第9条 本規則に定めのない事項及び本規則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附則 (施行日)

第1条 本規則は、2017年2月27日から施行する。

[制定：2005年2月26日]

[改定：2017年2月26日]